

## 基本目標

# 男女が共に生き生きと暮らせる 環境の整備

男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが家庭生活における活動と職場その他の活動とを両立していくことが重要です。また、高齢になっても、あるいは障害があっても、自分らしい、生きがいのある豊かな生活が実現できることが重要です。

女性の労働力率は、30代前半の結婚・出産・子育て期に低下し、いわゆる「M字型曲線」を描きます。本市の場合、30代前半の女性の労働力率は全国平均を下回っており、男女がともに職業生活や家庭生活のバランスを見直し、家族的責任を果たすことができるよう、家庭・職業生活の両立支援策を、市・市民・事業者等との連携で進める必要があります。

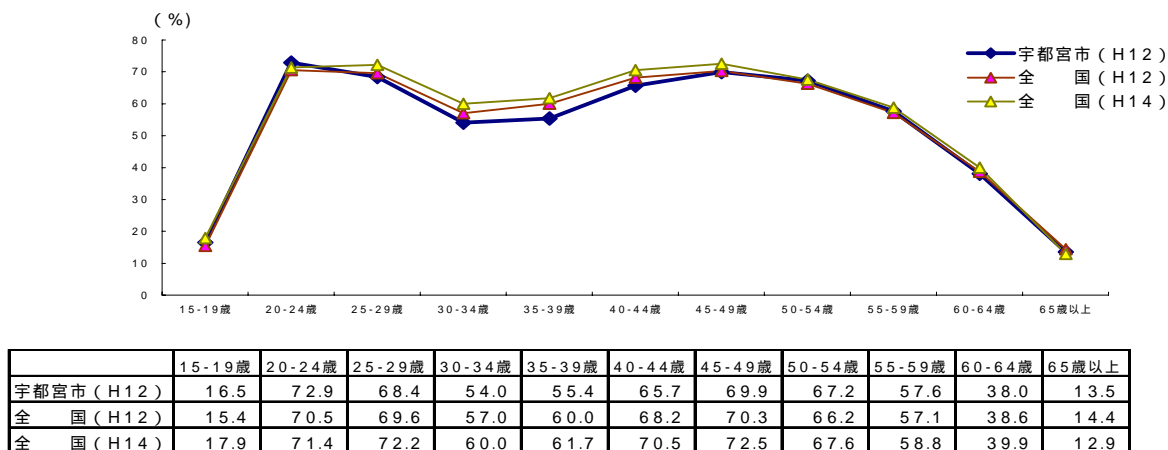
また、子育て・介護支援については、近年地域におけるさまざまな助け合いが進み、福祉に関する市民団体やボランティアの活動が盛んになりつつあります。そうした地域で子育てや介護をおこなう取組を積極的に支援していきます。

高齢社会においては、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、また、介護の負担は、現実には女性の側に偏っているという現状があり、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにもつながります。

一方、豊かな老後のためには、楽しめる趣味や財産、預金が必要であると考えられる人も多く、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的に捉える必要があります。

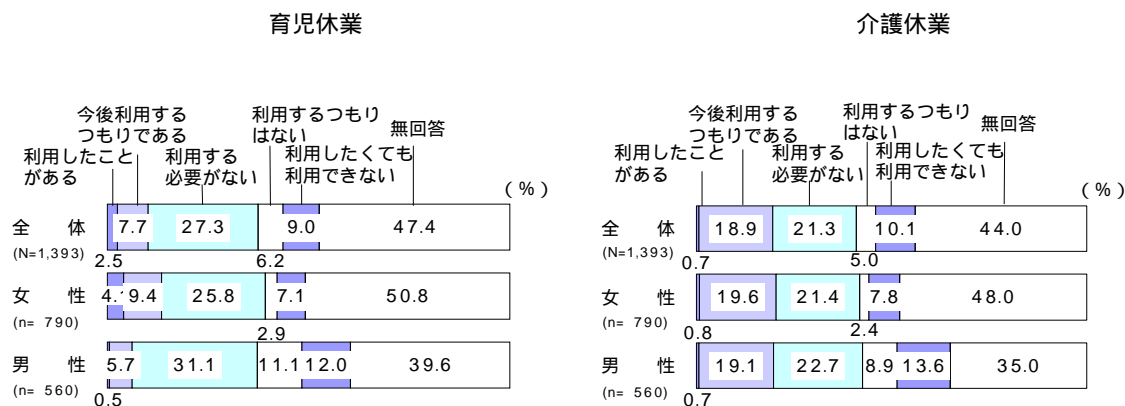
高齢期の男女、ひとり親家庭や障害のある人の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが生き生きと安心して暮らせる環境の整備に努めます。

年代別女性の労働力率の推移



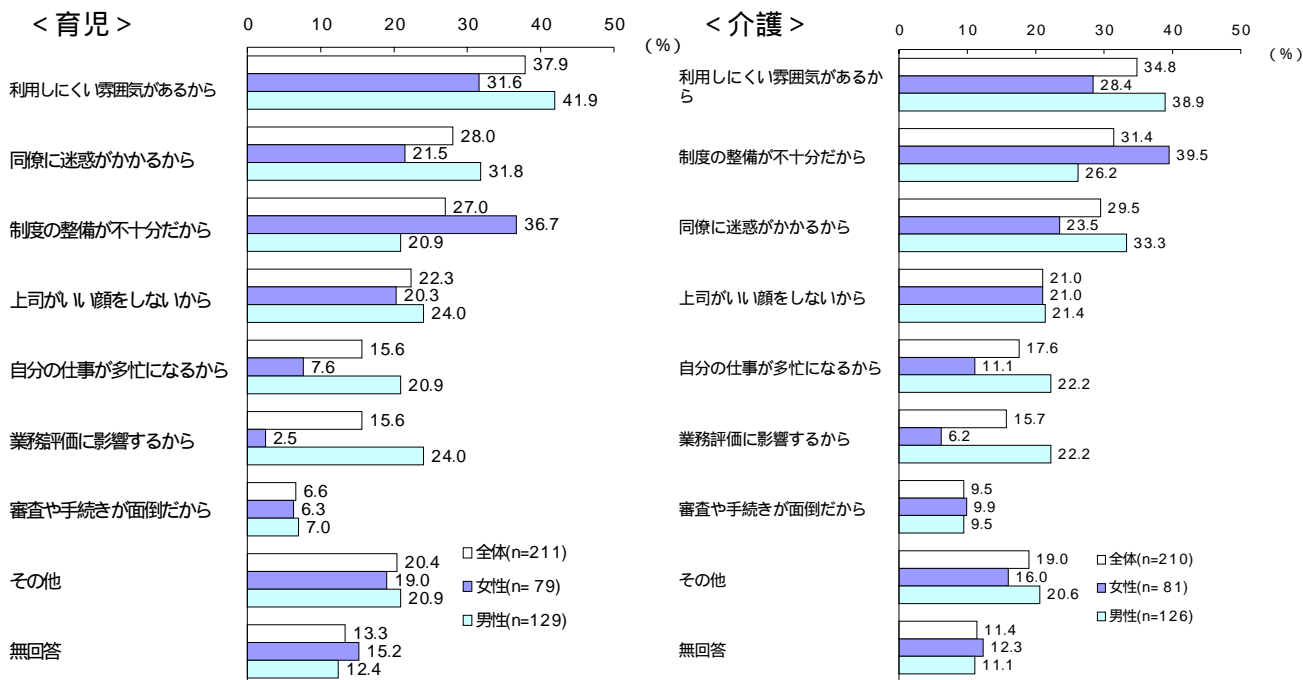
(出所：国勢調査・労働力調査)

育児・介護休業制度の利用経験



(出所：平成13年男女共同参画に関する意識調査)

育児・介護休業制を利用できない理由(利用したくても利用できない人)



(出所：平成13年男女共同参画に関する意識調査)

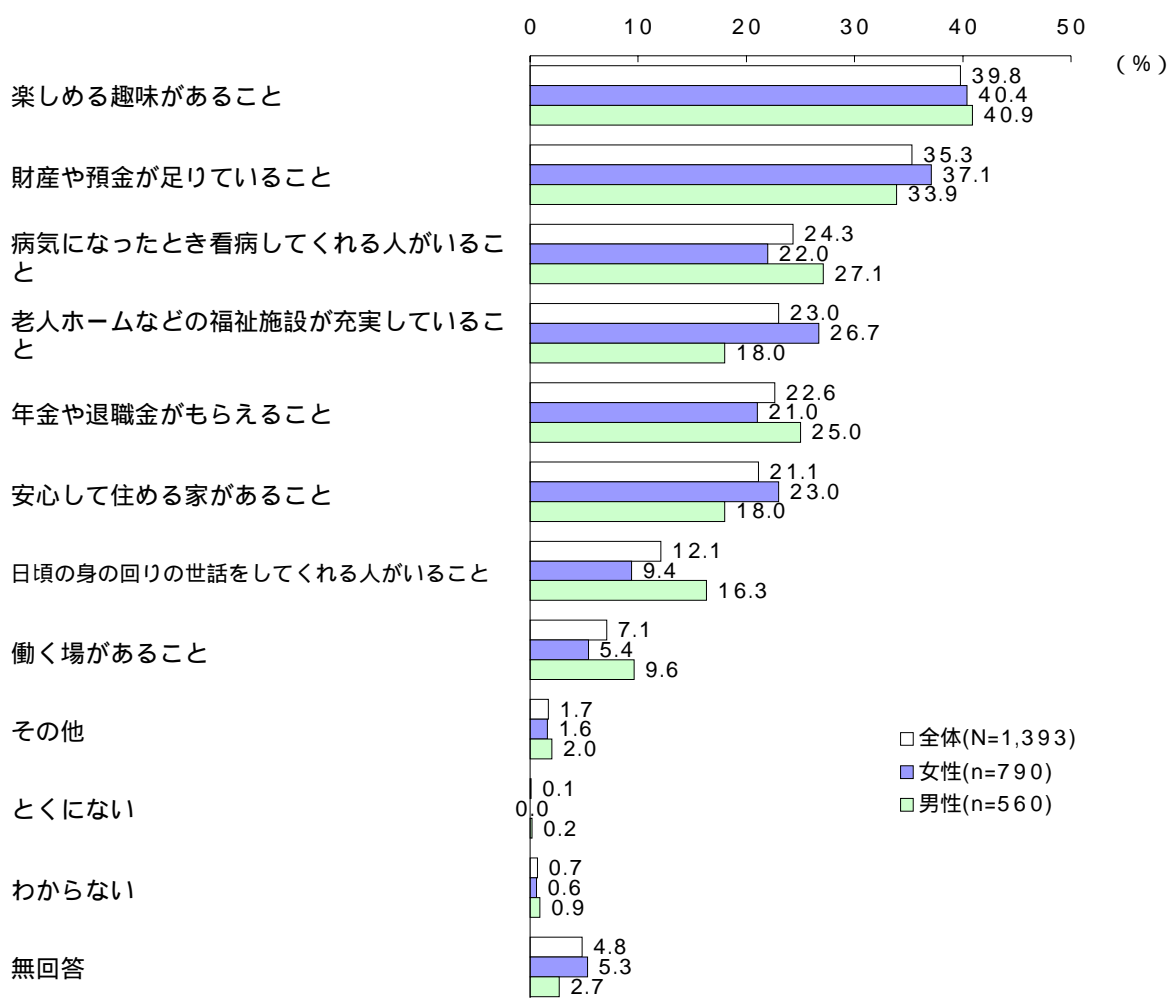
保育所の待機児童数の推移

(単位：人)

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
入所児童数 (公・私立合計)	4,860	4,966	5,179	5,354
待機児童数	68	76	47	34

(出所：宇都宮市資料)

豊かな老後のために必要なこと



(出所：平成 13 年男女共同参画に関する意識調査)

## 施策の方向 9

# 家庭生活とその他の活動の両立を支援する

第3条(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

第17条 家庭での取組等

女性の場合は働き続けることを望みながらも、結婚や出産、子育て、介護等によって、仕事を中断せざるをえない状況が多くみられ、女性の年代別労働力率を示す「M字型曲線」の谷は依然として30歳代前半で低いものとなっています。男性も女性も家庭生活と職業等のその他の活動との両立ができるよう、男女共同参画の視点に立脚した、就労意識の啓発や、子育て・介護サービスの充実、家庭や地域における子育て・介護支援の充実を図ります。

## 取組むべき施策 1

### 就労意識の啓発

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
76	勤労者向けガイドブックの発行・周知	働くために必要な法律、制度、各種情報を掲載した勤労者向けガイドブックを作成・配付し、広く周知する。 勤労者向けガイドブックを作成し、普及推進員が事業所を訪問配付。地区市民センター等に備付	工業課
77	雇用促進のための啓発	仕事と家庭の両立を推進するとともに、女性が生き生きと働くことのできる環境を整備する。 「仕事と家庭の応援セミナー」講演会の開催	工業課

M字型曲線：M-shaped curve

30代前後を谷とし、20～24歳、45～49歳がふたつの山になる曲線をいう。結婚・出産で退職し、育児後再就職するいわゆる「中断再就職型」ライフスタイルをとる女性が多いと、M字型曲線ができる。

## 取組むべき施策 2

## 子育て・介護サービスの充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
78 重点	多様な保育サービスの提供	多様な保育ニーズに対応し、仕事と家庭の両立を支援するため、育児環境を整備する。 特別保育事業・延長保育・一時保育・障害児保育・休日保育・乳児保育・夜間保育 乳幼児健康支援デイサービス 私立幼稚園預かり保育	児童福祉課 教育企画課
79	障害児育成支援事業の充実	養護学校に通う学齢期の心身障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇に一時預かりを行うことで、保護者の精神的・肉体的負担を軽減し、保護者の就労支援、学校、家庭以外に生活の場を提供する。併せて、障害児に対する社会適応訓練や集団活動を通じた健全育成を行う。	高齢障害福祉課
80	障害者（知的・身体）居宅生活支援事業の充実	在宅の障害者への各種サービスの提供により、障害者の社会参加、機能の維持向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス：居宅において行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活を営む必要な援助を行う。 ショートステイサービス：介護者の疾病や介護疲れ、冠婚葬祭などで家庭での介護が困難になった時に、施設等への短期間入所により、障害者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。 デイサービス事業：在宅の障害者が創作的活動や機能訓練を通して、生きがいや仲間づくりを図るための作業型と入浴介護、給食、送迎サービスを行う介護型の事業を実施する。 デイケア事業：一般住宅や学校の空き教室を改修したデイケア施設に、在宅の重度障害者が通所して身辺処理能力・社会適応力の向上のための訓練を行う。	高齢障害福祉課
81	難病患者等居宅生活支援事業の推進	在宅の難病患者への各種サービスの提供により、患者の福祉の向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス事業：難病患者等の家庭に対しホームヘルパーを派遣し身体介護、家事援助のサービスを提供する。 日常生活用具給付事業：難病患者等に対し日常生活用具を給付する。 ショートステイ事業：介護者が介護できない場合に、患者等を医療提供施設への短期的入所により、患者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。	保健予防課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
82	精神障害者の居宅生活支援事業の充実	在宅の精神障害者への各種サービスの提供により、患者の福祉の向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス：精神障害者の家庭に対しホームヘルパーを派遣し身体介護、家事援助のサービスを提供する。 ショートステイ事業：介護者が介護できない場合に、患者等を医療提供施設への短期的入所により、患者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。 グループホーム事業：精神障害者が少人数で共同生活を営み、家庭的な雰囲気の中で日常生活上の援助を行う。	保健予防課
83	高齢者ホームヘルプサービス事業の充実	介護保険対象外の在宅高齢者で、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人に対しホームヘルパーを派遣する。	高齢障害福祉課
84	はいかい高齢者等家族支援事業の充実	はいかい高齢者等の探索サービス利用料に対する助成を行うことにより、はいかい高齢者等の早期発見及び安全の確保を支援し、介護者の精神的負担を軽減する。 はいかい高齢者等の探索サービス利用に対する助成	高齢障害福祉課
85	高齢者短期宿泊事業の実施	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りをうけることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担軽減を図る。	高齢障害福祉課
86	介護保険事業の着実な実施	社会で支える介護保険制度の着実な実施を図るとともに、在宅介護の負担を軽減するため、市独自に紙おむつの購入費用を支給する。 介護保険制度の普及・啓発事業 生活困窮者の保険料減額 低所得者のサービス利用料の減免 居宅サービス利用者への紙おむつ購入費用の支給 居宅サービス、施設サービスの充実 など	介護保険課
87	外出支援事業の推進	障害者、高齢者の移動手段を確保し、自立した生活を支援する。 障害者の移動手段への支援：障害者向けタクシーや低床バスの導入配備。タクシー料金の助成。 高齢者の外出支援	高齢障害福祉課

## 取組むべき施策 3

## 地域における子育て・介護支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
88 重点	地域における保健福祉サービス提供体制の整備	それぞれの地域の実情を把握し、身近な地域できめ細かな保健福祉サービスを提供するため、各地区に保健師の配置を行い、順次サービスを拡大する。	保健福祉総務課
89	在宅訪問事業の充実	訪問指導が必要な妊産婦，乳幼児，思春期の子とその保護者に対し，訪問による指導・助言を強化し，個別指導の充実に努める。	健康課
90 重点	ファミリーサポートセンター事業の推進	子育ての援助を行う者と子育ての援助を受けたい者がお互いに会員になって，地域での子育てを援助する。	男女共同参画課
91	地域子育て支援事業の推進	子育て中の親子の交流の場，子育ての相談・助言の場として地域子育て支援センター（子育てサロン）の整備を行なう。 地域子育て支援事業 にこにこひろばの開催	児童福祉課
92	子どもの家事の実施	地域における子どもの健全育成を支援するための拠点施設の整備を図る。 子育てサークル（乳幼児をもつ親の交流の場）の支援 放課後児童健全育成事業 地域児童の交流事業	児童福祉課
93	留守家庭児童会事業の実施	留守家庭児童に対して，放課後，家庭に代わる場として遊び場，居場所を提供し，児童の健全育成を図る。 留守家庭児童会の開設	児童福祉課
94	子どものホームステイ体験事業の実施	小学4，5，6年生を対象とした同一地域内の他世帯へのホームステイ体験事業を通して，地域ぐるみで子どもを育てる意識を高める。	生涯学習課
95	子どもへの虐待防止対策の充実	児童虐待の未然防止，早期発見及び再発防止を図る。 児童虐待防止等ネットワーク会議の開催 児童虐待緊急受理会議の設置 ケース対策会議の設置	児童福祉課
96	在宅介護の支援	在宅の高齢者やその家族が在宅介護に関する相談やサービスを受けられるよう支援する。 地域型在宅介護支援センターの運営	高齢障害福祉課
97	在宅難病患者地域支援対策推進事業の推進	在宅の難病患者に対し，最新医療情報の提供や療養相談生活上の相談，栄養相談リハビリ相談を実施し，患者やその家族の不安軽減を図る。 相談事業 訪問診療	保健予防課

## 第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
98	保育、介護等の関係事業者への支援	市民が安心して保育・介護サービスを利用するため、保育・介護保健事業者等への研修の強化や相談及び情報提供を行い、事業者の質の向上を図る。	児童福祉課 介護保険課
99	社会福祉施設の整備	身近な地域で福祉サービスを利用できるように、社会福祉施設の整備を図る。 児童福祉施設の整備 障害者福祉施設の整備 老人福祉施設の整備	保健福祉総務課 児童福祉課

### 市民のみなさんは

子育て中のお母さん、お父さんは、地域の子育てサークルで交流してみましよう  
女性も男性も、一緒に家事や子育て・介護を担っていきましょう



## 施策の方向 10

# 就業の分野における環境の整備を促進する

### 第18条 職場での取組等

就業の分野における女性の参画を進めるためには、働き続けることができる環境づくりや女性の能力発揮の機会拡大が必要です。このため、職業能力の開発や再雇用の支援を推進するとともに就業環境改善の意識の啓発に努めます。また、起業など多様な形で働くことを希望する女性を支援していきます。

## 取組むべき施策 1

### 職業能力開発の促進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
100	勤労者育成事業の実施	中小企業の従業員に対して、職業能力の向上を図るために新入社員講習会やパソコン講座を開講する。	工業課
101	リフレッシュ教育の促進	女性に対して、一層の職業能力を高めるために高等教育機関の教育が受けられるよう、各大学等高等教育機関との連携・協力を進め、制度や事業について周知を図る。 大学等における社会人向け講座開催 制度や事業についての市民へ周知	生涯学習課
102	IT（情報通信技術）講習の実施	市民がIT革命の恩恵を等しく享受し、就労機会を拡充するため、IT講習会を実施する。	生涯学習課
103	商店街等IT化支援事業の実施	パソコンを使ったインターネット利用、ホームページ開設、電子商取引のための研修会を実施する。	商業観光課
68 再掲	農村女性起業活動の促進	農業経営に関わっている農村女性グループの起業化を促進する。 農業機械等免許取得研修の開催 農産物加工研修の開催	農林振興課

## 取組むべき施策 2

### 再雇用支援の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
104	パートバンク支援事業の実施	パートタイム雇用を促進するため、相談員を配置し、パートタイム雇用に関する総合的職業紹介を行う。 「宇都宮パートバンク」に相談員を配置 パート求人情報誌を工業課窓口にて配布	工業課
77 再掲	雇用促進のための啓発	仕事と家庭の両立を推進するとともに、女性が生き生きと働くことのできる環境を整備する。 「仕事と家庭の応援セミナー」講演会の開催	工業課
105	再雇用支援事業の実施	再就職を支援するため、自己理解、職業理解対策、応募書類の書き方指導、面接対策、ビジネスマナー対策等のセミナーと合同面接会を開催する。	工業課

## 取組むべき施策 3

### 就業環境の改善意識の啓発

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
76 再掲 <b>重点</b>	勤労者向けガイドブックの発行・周知	働くために必要な法律、制度、各種情報を掲載した勤労者向けガイドブックを作成・配付し、広く周知する。 勤労者向けガイドブックを作成し、普及推進員が事業所を訪問配付。地区市民センター等に備付	工業課
106	労働条件実態調査の実施	勤労者の就労の実態や労働環境の実態を把握し、労務施策の参考とする。また、事業主等へ情報提供を行うことで事業主の意識啓発を図る。 労働条件実態調査の実施	工業課
107 <b>重点</b>	男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等	働きつづけられる職場環境づくりを促すため、労働者の家庭的責任に配慮した事業者の表彰について他市の状況や効果について研究する。	男女共同参画課
100 再掲	勤労者育成事業の実施	中小企業の従業員に対して、職業能力の向上を図るために新入社員講習会やパソコン講座を開講する。	工業課
108	労働相談事業の実施	勤労者の生活の安定と健全な労使関係の確立を図る。 労働基準監督署、公共職業安定所、県労政事務所の職員による労働相談の実施 社会保険労務士による労働相談アドバイザー制度の実施	工業課

## 取組むべき施策 4

## 起業に対する支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
68 再掲	農村女性起業活動の促進	農業経営に関わっている農村女性グループの起業化を促進する。 農業機械等免許取得研修の開催 農産物加工研修の開催	農林振興課
70 再掲	創業者への支援	創業予定者に知識と資金の調達機会を提供する。 チャレンジセミナー（創業塾）...創業予定者に経営の知識を習得させる研修事業 チャレンジショップ...創業予定者に模擬出店の場所を提供する事業 創業資金の融資...創業予定者に制度融資資金を提供する事業	商業観光課
71 再掲	ベンチャー企業等創出・育成支援事業の実施	起業家支援組織が実施する各種支援事業（起業家支援・SOHOなどの新しい働き方への支援）に対し、支援を行う。	工業課

**市民のみなさんは**

自分の力で仕事を起こしてみましよう

あなたの中の「働く」ための能力を磨いてみませんか？眠っているあなたの能力を活かしてみましよう

**事業者のみなさんは**

子育て中の社員が、就業と育児を両立できる職場環境づくりを進めましよう

男女がともに育児・介護休業が活用しやすい企業体制をつくりましよう

母子の健康について、企業としての責任をもち出産までの健康管理、保育や相談など支援体制をつくりましよう

## 施策の方向 11

# 高齢社会における生活環境を整備する

第3条(2) 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

高齢期になっても、男女が対等なパートナーシップを築き、それぞれが生活者として自立し、生きがいを持ちながら暮らすことが重要です。このため、生活設計や住まいなどのさまざまな分野における相談や支援を充実するとともに、生活技術の実践や介護予防の充実を図りつつ、高齢者が生きがいをもって自立した生活を送るための支援をおこないます。

## 取組むべき施策 1

### 高齢期の生活基盤の整備

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
109	シルバーハウジングプロジェクト事業の推進	緊急時に対応・支援でき、高齢者が地域社会で安心して自立した生活を送れるように住宅を整備・供給する。 市営住宅の建替に併せて、高齢者対応仕様の住宅や緊急通報システム、ライフサポートアドバイザー設置の住宅を整備	高齢障害福祉課 住宅課
110	市住宅資金融資制度の利用促進	住宅の新築、購入、改善等を行う市民に対して、低金利で資金の融資を行う。高齢者・心身障害者同居、高齢者対応構造の場合には割増融資を行う。 住宅の新築、購入、改善等を行う市民を対象にした低金利の資金融資	住宅課
111	特定優良賃貸住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）の供給促進	高齢者世帯層のための賃貸住宅の居住水準、住環境の向上・改善を図り、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう、民間賃貸住宅の土地所有者に対し建築費補助と家賃の減額補助を行う。	住宅課
112	公営住宅への入居に際して優先入居の実施	母子世帯・父子世帯・高齢者世帯・身体障害者世帯への公営住宅への優先入居を実施する。	住宅課
83 再掲	高齢者ホームヘルプサービス事業の充実	介護保険対象外の在宅高齢者で、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人に対しホームヘルパーを派遣する。	高齢障害福祉課
85 再掲	高齢者短期宿泊事業の実施	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りをうけることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担軽減を図る。	高齢障害福祉課

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
86 再掲	介護保険事業の着実な実施	社会で支える介護保険制度の着実な実施を図るとともに、在宅介護の負担を軽減するため、市独自に紙おむつの購入費用を支給する。 介護保険制度の普及・啓発事業 生活困窮者の保険料減額 低所得者のサービス利用料の減免 居宅サービス利用者への紙おむつ購入費用の支給 居宅サービス、施設サービスの充実 など	介護保険課
96 再掲	在宅介護の支援	在宅の高齢者やその家族が在宅介護に関する相談やサービスを受けられるよう支援する。 地域型在宅介護支援センターの運営	高齢障害福祉課
113	高齢者の権利擁護の促進	成年後見人制度や社会福祉協議会による権利擁護制度「権利擁護センターあすてらすつつのみや」の周知を図り、その利用を促し、自己決定能力の低下した高齢者等の財産管理や権利侵害などの生活上の不安に対応する。	高齢障害福祉課

## 取組むべき施策 2

### 高齢期の生きがい対策の充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
114 <b>重点</b>	生きがい対応型デイサービス事業の推進	介護保険対象外の高齢者が、施設への通所により、趣味の活動や創作活動などのサービスを受けることで、住みなれた地域において生きがいをもち自立した生活が継続できるよう支援する。 通所介護施設での給食、入浴、送迎、健康チェック、日常動作訓練等のサービス提供 生きがい専用施設での給食、送迎、趣味活動、創作活動、機能訓練等のサービス提供	高齢障害福祉課
87 再掲 <b>重点</b>	外出支援事業の推進	障害者、高齢者の移動手段を確保し、自立した生活を支援する。 障害者の移動手段への支援：障害者向けタクシーや低床バスの導入配備。タクシー料金の助成。 高齢者の外出支援	高齢障害福祉課
115	シルバー人材センターの拡充・強化	高齢者の社会参加の促進、能力活用を目的とするシルバー人材センターの活用を図る。 シルバー人材センターの運営費の一部を補助	高齢障害福祉課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話、実技、話し合い、見学等により、男女共同参画の意識の高揚を図る。また、男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課

取組むべき施策 **3**

**介護予防の促進**

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
116	介護予防教室の推進	閉じこもりや要援護となる恐れのある高齢者を対象に、身近な場所を利用し、転倒骨折予防、生活指導及び健康体操などを中心とした介護予防教室を実施し、介護予防を図る。 介護予防教室	高齢障害福祉課
117	訪問指導事業の実施	保健師・栄養士・看護師等が訪問し、保健指導を行うことで、介護を予防する。 寝たきり、寝かせきり予防、閉じこもり予防、痴呆への理解や問題行動への対処に関する助言、医療受診支援 介護者支援 各関係機関、関係者との調整	高齢障害福祉課
85 再掲	高齢者短期宿泊事業の実施	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りをうけることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担軽減を図る。	高齢障害福祉課
39 再掲	健康教育の実施	「自分の健康は自分で守る」という自己管理能力を高め、生活習慣病等の予防、健康の保持増進が図れるよう各事業を実施する。 また、精神障害に対する偏見・差別を取り除くとともに、疾病の早期発見・早期対応のため、普及啓発を展開する。 ○地区組織等健康教育 生活習慣病予防のための健康教室・こころの健康づくり講座 更年期・高齢期対策	健康課 保健予防課

**市民のみなさんは**

高齢になっても社会を支える重要な一員として自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいに取り組みましょう

## 施策の方向 12

# ひとり親家庭，障害のある人が安心して暮らせる環境を整備する

第3条(2) 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

男女共同参画社会とは、男女がどのような状況においても互いの人格を尊重し、多様な生き方を認め合う社会です。このため離婚の増加等により増えているひとり親家庭や、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、生活支援や情報提供、交流支援などを行います。また、障害が社会参画の機会や自立の妨げとならないよう、ノーマライゼーションの啓発に努めます。

## 取組むべき施策 1

# ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
118	ひとり親家庭等の経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定のため、経済的な支援を行う。 遺児手当 母子家庭等援護費 児童扶養手当 母子福祉資金等貸付 ひとり親家庭医療費助成 児童福祉手当 母子家庭等児童入学祝金 母子父子家庭及び寡婦招待事業	児童福祉課
119 <b>重点</b>	母子父子家庭及び寡婦の就労支援	母子父子家庭及び寡婦に対し、自立支援及び日常生活の援助を行う。 ホームヘルパー養成講習会 特別相談事業 介護人派遣事業 生活講座 IT講習会	児童福祉課
112 再掲	公営住宅への入居に際して優先入居の実施	母子世帯・父子世帯・高齢者世帯・身体障害者世帯への公営住宅への優先入居を実施する。	住宅課
90 再掲	ファミリーサポートセンター事業の推進	子育ての援助を行う者と子育ての援助を受けたい者がお互いに会員になって、地域での子育てを援助する。	男女共同参画課

ノーマライゼーション：normalization

高齢者、障害者の施設をつくって隔離、分断する社会は普通（ノーマル）ではなく、高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべての人が共に暮らし、共に生きるような社会が普通（ノーマル）であるという考え方。

取組むべき施策 2

障害のある人の生活の安定と福祉の充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
120 重点	障害者の自立支援	障害者の就労の場の創出や拡大に努め、関係機関等と連携しながら、障害者の雇用と就労の促進を図る。 （仮）障害者人材センターの設立 身体・知的障害者授産施設の充実 心身障害者福祉作業所の充実 精神障害者小規模共同作業所の充実	高齢障害福祉課
121	グループホーム事業の推進	知的障害者グループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、知的障害者の自立生活を助長する。 グループホームの提供	高齢障害福祉課
79 再掲	障害児育成支援事業の充実	養護学校に通う学齢期の心身障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇に一時預かりを行うことで、保護者の精神的・肉体的負担を軽減し、保護者の就労支援、学校、家庭以外に生活の場を提供する。併せて、障害児に対する社会適応訓練や集団活動を通じた健全育成を行う。	高齢障害福祉課
122	精神障害者自助グループづくり支援	精神障害者とその家族が自ら自立のための問題解決を行うための自助グループに対し、支援を行う。 会場の提供 研修会の開催	保健予防課
123	身体障害者専用市営住宅の整備	民間借家では、身体障害者が居住できる住宅の供給が少ないため、障害を持つ男女が社会に参画し、安心して生き生きと暮らせるように、身体障害者での低所得者のために身体障害者対応型の市営住宅を提供する。 身体障害者用住宅の供給	住宅課
124	ノーマライゼーションの啓発	障害を持つ男女の社会参画の機会の拡大や自立の妨げとならないよう、障害や障害者に対する偏見を除去する。 盲導犬ふれあい教室の開催 街頭での広報・啓発活動の実施	高齢障害福祉課



## 施策の方向 13

# 市民団体等と連携し活動を支援する

第11条 活動の支援

第12条 体制の整備等

男女共同参画の推進にあたっては、市民と事業者、市との協働が何よりも重要です。このため男女共同参画社会の実現を目指して行動している市民や市民団体などの活動を支援していきます。また、男女共同参画推進センターの拠点機能の充実に努めます。

## 取り組むべき施策 1

### あらゆる市民組織との連携

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
125	男女共同参画を推進する市民や団体の活動支援	男女共同参画の推進のため、市民を対象に自主的に活動をするグループなどの企画に対して、情報・場の提供や周知のための協力とその成果の活用などの支援を行う。 市民団体への活動支援 市民が企画し、開催する講座への支援	男女共同参画課
126	市民活動団体等への男女共同参画の助言・指導	自治会などの市民団体への情報提供などにより、地域社会における男女共同参画推進に努める。 団体の運営における意思決定過程への女性の参画を推進できるよう助言・指導を行う。 自らが男女共同参画についての啓発活動を積極的に展開できるよう助言・指導を行う。	男女共同参画課
74 再掲 重点	宇都宮市地域推進員の活動促進	地域における男女共同参画の啓発やイベント等の企画・運営に地域推進員の活用を図る。 (仮称)宇都宮市地域推進員制度の実施	男女共同参画課

取組むべき施策 2

活動拠点の整備・充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
127	情報の収集・提供機能の充実	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、男女共同参画推進センターの拠点機能の充実に努める。 学習・研修機能 相談機能機能 情報収集・提供機能 交流・市民活動支援機能	男女共同参画課
128	地区市民センター・生涯学習センター等施設の整備と活用促進	住民に身近な男女共同参画の拠点としての地区市民センター等の整備と施設の活用促進に努める。 住民参加の話し合いによるセンターの整備 広報紙，パンフレット，地域団体の会報等による広報 講座の開催と広報 生涯学習指導員による学習相談，情報提供	自治振興課 地域サービス課 生涯学習課

**市民のみなさんは**

積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう

**事業者のみなさんは**

地域を構成するメンバーとして、地域・社会活動を理解し、貢献できる企業をめざしましょう

**教育関係者のみなさんは**

積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう